Case4

非行を繰り返す生徒(中学生)

〈事例〉

1 大好きな母が出て行ってしまった

小6の頃A男は、優しく少々気弱に見える父親と、この学区の出身で、 実家は裕福だった母親、非行傾向のあった高校生の兄との4人暮らしで した。A男は、母親が大好きで、母親に言われると素直に聞いていまし た。ところが、小学校を卒業すると同時に父親が失業し、母親が家を出 て行き、兄も就職とともに会社の寮に入ったため、A男は、父親と2人 で生活することになりました。

父親は慣れない家事に取り組み、失業保険で生計を維持し、仕事を探していました。やがて就職先が見つかり、なんとか生計を立てることができるようになりました。A男は、母親とは母親の実家で時折会っていたので、お小遣いが足りなくなったときや、何か相談事があると、母親のもとを訪れていました。とりわけ、母方の祖母がA男をとても可愛がっていたので、母親の実家には行きやすかったのです。

2 中学校に入学して

中学校に入学してからのA男は、落ち着きがなく、授業中は学習についていけないため、教師の目を盗んで手紙を回したり、教師をからかったりして、授業の邪魔ばかりしていていました。クラスメートにも、嘘

をついたり、いたずらをするため、あまり信用がありませんでしたでも、 どこか人懐こいところもあるため、憎めない存在でもありました。

雨の日は、他人の傘を勝手に持ち帰ることが多く、「なぜ、他人の傘を持ち帰るのはよくないのか」という題材で、学級活動での話合いをもったことがありました。ある女子生徒が、「他人の傘を持って帰るなんて、信じられない。その人は、人のことを考えられない人だと思う」と興奮気味に発言したのを見て、A男はものすごく驚いていた様子でした。その女子は、A男が普段よく話している生徒だったこともあったのでしょう。その話合い以降、クラスの傘がなくなることはありませんでした。



44 Chapter1 少年非行 Case4 非行を繰り返す生徒(中学生) 45

book 生徒指導実践ガイドブック第4巻. indb 44-45 2023/12/05 10:34:31

3 万引き・深夜徘徊等が続いた中1の夏休み

夏休み、交番からA男ら5人が万引きをして補導されたと、学校に連絡が来ました。学級担任と学年主任が交番に駆け付けたところ、A男がリーダー格で、1回目ではないらしく、ホームセンターでは花火、本屋で雑誌、スーパーでは、毎日のように食べ物を万引きしていたということがわかりました。

残りの夏休みは、他校の家出女子を数日間、自宅に泊めたり、家出や深夜徘徊を繰り返すなどして、父親が捜索願を出したため交番に保護されました。学級担任が家庭訪問をし、父親とじっくり話をしました。父親の失業、母親の出奔、母親を慕う A 男の心情等、赤裸々に語ってくれました。その頃から学級担任は父親とは気軽に連絡がとれるようになりました。

4 さらに大きな事件~「タイマン」の強要~

夏休みが終わってすぐ、A男は、学校の帰り道の公園でいつものメンバーで遊んでいましたが、その中の一番弱そうなC男とD男の二人に命じて殴り合い(タイマン)をさせました。そこにA男と少し仲の良いB男が通りがかり、面白半分で後ろにあげた片足が、一方の男子C男の小指に当たり骨折させてしまいました。翌日、骨折したC男の父が腕を三角巾でつった本人を連れて謝罪を求めに来校したことで、その事件が発覚しました。C男の父親を校長室に通して、校長・学年主任・生徒指導主事の3人で対応しました。父親は、骨折させたB男を連れてくるようにと執拗に迫りました。断り続けていたのですが、学年主任がB男の母親に電話をして事情を伝えたところ、B男の母親は菓子折を準備して急いで来校し、C男と父親に深々と頭を下げました。治療費のみをB男の家庭で支払うということで、いったん話は収まり、C男と父

親は帰りました。

放課後、関係生徒から事情聴取をしましたが、他の生徒は、A 男が言い出して始まったと言っていましたが、A 男だけは、怪我をさせたのはB 男だと言い張り、自分は関係ないと認めませんでした。

5 スマホを買ってもらうと・・・

3 学期になると A 男は、母方の祖母にスマホを買ってもらいました。 しばらくすると、SNS に飲酒・喫煙している自分の写真をアップした り、クラスメートの悪口をアップしたりということが、教育委員会のサ イバーパトロールに発見され、度々連絡がありました。

中学1年生のうちは、自分の居場所を見つけられずに、反省はするものの、またすぐに事件を起こしてしまうことを繰り返していました。

46 Chapter1 少年非行 Case4 非行を繰り返す生徒(中学生) 47

book 生徒指導実践ガイドブック第4巻. indb 46-47 2023/12/05 10:34:31

指導の振り返り

1 万引き後の指導

夏休みの万引きが発覚したとき、学校(学級担任と学年主任)としてまずは、5人の生徒の保護者に、次のようなことを話し、一軒一軒謝罪に行くことを提案しました。「万引きをした各店舗に親子で謝罪に行き、子どもの前で親が店主に頭を下げるところを見せることで、親にこんなことをさせて申し訳ないという気持ちを抱かせることが、次の抑制に繋がるかもしれないので、よろしくお願いします」ということと、「学校としても、親御さんがそうやって足を運んで謝ってくれているのは、『あなたたちのことを大事に思っているからだよ』ということを話してフォローしていくので」ということです。

全員の謝罪が済んだ後に、次は子どもを守っていくための作戦タイムと称して、関係生徒の保護者全員で集まりましょうと呼びかけ、子育てについて困っていることなどを話し合う機会を設けました。親同士の電話番号を交換し、何か気になることがあったら連絡し合うことにし、子どもの外出先と帰宅時間は必ず確認してから外出させることを親同士で決めました。

さらに、子どもたちに反省を促すために以下の二つのことを実践しました。一つは夏休みに学校の花壇の草取りを全員とその学級担任とで1週間続けました。いろいろな会話をしながら汗を流すと、子どもたちもさっぱりした様子でした。

もう一つは警察との連携です。交番ではなく警察署で数回親子面談を

したり、子どもたちと学級担任を集めて、1学期に学校でおこなった万引き防止集会(警察もゲストで来校していた)のVTRを観せながら、講話をしてもらいました。私たち学級担任も身が引き締まる思いがしました。保護者も次第に、自分の子どもは、自分たちの家庭でしっかりと育てようという雰囲気になっていきました。

🔼 具体的にいじめ対策を積み重ねて

仲間に殴り合いをさせた件は、いじめにあたるので、C男の父親が怒鳴り込んできた日の放課後に、関係生徒から学級担任が話を聞き、集めた情報を生徒指導主事がまとめ、管理職と打合せをした後、緊急のいじめ対策会議を開いて今後の指導の予定と役割分担を確認しました。まずは、関係生徒とその保護者と学級担任と生徒指導主事で一家庭ずつ面談をして事実確認と指導をしました。

A 男に関しては、学年主任も加わって面談を行いました。A 男の父親とB 男の母親は、C 男の家庭に子どもを連れて謝罪に行きたいということだったので、その日の夜に学年主任と学級担任も同行しました。C 男の両親は、まだ怒りが収まっておらず、前日以上の勢いで怒鳴り、特にB 男の母親はとても怯えていました。学年主任が、C 男の学校生活をサポートをしていきたい旨と、今後、関係生徒たちには、適切な指導をしていきたいと考えているので少し時間をくださいということを伝えました。A 男の父親と B 男の母親は何度も頭を下げていました。A 男とB 男もそれにつられ、頭を下げていました。

翌日、2回目のいじめ対策会議を開き、関係生徒たちからの事実確認の内容とC男の家庭に謝罪に行ったときの様子を報告し合い、今後の対策を練りました。この日話し合ったことは4つ。①教育委員会にも報告・相談し、関係生徒には、2週間の個別の別室学習(空き時間の教師がつく、プリント学習、テーマを決めて考えさせる作文を5種類書かせ学年のさまざまな教師からコメントをする)を行うこととする、②C

48 Chapter1 少年非行 Case4 非行を繰り返す生徒(中学生) 49

book 生徒指導実践ガイドブック第4巻. indb 48-49 2023/12/05 10:34:32

男の骨折の治療費に関しては、A 男の父親からも申し出があり、A 男の父親とB 男の母親とで話し合い、折半することになりました。③ C 男の骨折が利き手の右手だったので、授業中の学習に関してのフォローは各教科担任で行うことにする。そして、④当面、1週間ごとに関係生徒とC 男の保護者とコンタクトをとり、状況報告と改善されてきたことについて会話をすることで保護者との関係性を築いていくということを決めました。C 男の怪我は1ヶ月半くらいで治り、半年くらいかかってようやく、C 男の両親も学校の対応に理解を示してくれるようになりました。

SNS へのアップ問題については母方の祖母の力を借りて

生徒指導主事から数回に分けて違法行為について A 男に説明し、万引きのときにお世話になった警察署の方にも面談をお願いしました。

大好きな祖母に買ってもらったスマホなので、祖母に「スマホ貸与契約書(祖母が買って本人に貸しているということとする)」を作成してもらい、10個の約束を本人と確認し、契約違反したときは、いつでも、祖母にスマホを返却するということになりました。

次々と問題行動を繰り返す A 男について、後手後手な対策が多かったので、定期的に心に染みる話をしたり、学習面での個別サポートもしながら、本人が夢中になれるものを見つけようと、父親・母親と学年主任・学級担任でじっくりと話し合い、中1を終えました。

課題解決に導く基礎知識

1 保護者間の関係構築

本事例は、万引・暴行・強要等を繰り返す A 男に対し、そのグループへの支援・指導に当たった中学校の記録です。参考になる取組が多々ありますが、特筆すべきは問題行動を起こした生徒全員の保護者で、「子育てについて困っていることなど話し合う機会」を設けたことです。 グループでの問題行動が繰り返されると、保護者間で「最も悪い生徒探し」が始まり、互いに相手を非難し合うことが起こりがちです。しかし本事例の場合は、保護者同士が悩み等を吐露する中で、「みんな(親)でみんな(子)を手助けしよう」という気運が次第に高まっていったものと推測されます。

この雰囲気が生徒たちに良い影響を与えないはずがありません。「保護者全員で集まりましょう」と、「作戦タイム」を提案した学校の「大金星」と言えるでしょう。外出のルールを親同士で決めるなど、保護者同士の協働は効果でき面でした。

非行グループ内の保護者間の人間関係を構築するには、相互の不信感・他責感の払拭が必須です。調整役(学校)には相当の力量が求められます。本事例では、学校内の生徒指導体制が整備されていたこととともに、保護者同士の話合いにおけるファシリテーター役の活躍があったことで、保護者同士の連携・協働が円滑に進められたものと思われます。

本事例には、その具体的な進め方についての記述はありませんが、全 員の意見を「傾聴」し、否定することなく「頷き」、その言葉を「繰り 返し」続けた様子が想像されます。

Case4 非行を繰り返す生徒(中学生) 5

book 生徒指導実践ガイドブック第4巻. indb 50-51 2023/12/05 10:34:32

7 「共汗」は「共歓」「共感」につながる

筆者は、かつて小学生・中学生・高校生・保護者を対象に「教師との人間関係が深まった(教師を好きになった)きっかけ」を自由記述で問うアンケートを実施したことがあります。 K J 法で整理したのですが、上位に入った「きっかけ」(体験)は、共に(一緒に)「汗を流した」(運動や労働)、共に歓んでくれた、自分の気持ちを分かってもらえたという3つの「共かん(汗・歓・感)」にまとめることができました。

本事例からも、その結果を追証するエピソードを挙げることができます。夏休みに、教師と万引きに加担した生徒たちで1週間、花壇の草取りを続けたことは、文字通り「共汗」です。汗を流しながらの会話は、相互理解を深め、信頼関係の構築に役立ったと思われます。

2週間の別室学習では、生徒たちは問題が解けた時の教師の励ましや作文へのコメントから、「共に歓ぶ体験や共感してもらえた嬉しさ」を何度も味わうことができたのではないでしょうか。担任や生徒指導主事等、特定の教師任せにしないで、同学年担当教師等が多様なかかわりをもてたことも成果を高めることに繋がったようです。

警察との連携においても、警察職員による親子面談の実施や、「万引き防止集会」での協働等、「共かん」の場面が多々あったことが推測されます。法的処遇での出会いとは違った警察の対応に、生徒たちだけでなく、保護者にも大きな影響を与えたようです。「保護者も次第に、自分の子どもは、自分たちの家庭でしっかりと育てようという雰囲気になっていきました」という記述がそれを証明しています。

3 自らの「責任」を考えさせる

本事例に学ぶ3点目は、「責任」を学ばせることの重要性です。 現実療法の創始者で知られるグラッサーは、非行問題への取組でも 数々の業績を残していますが、「3R」で示された基本姿勢は、学校現場ですぐにでも活用できるものとして注目されています。

「3 R」とは、Reality(現在)、Responsibility(責任)、Right&Wrong (善悪) に共通する頭文字「R」から名づけられたものです。

「問題は社会や境遇等の『過去』にあるのではなく、『現在』にある。 自分の行動を直視し、しっかりと善悪の区別をして、自分の行動に責任 をもつことが大切である」と説明されます。

この観点から本事例(A男への取組を中心に)を振り返ると、グラッサーのこの考え方が随所に生かされていることに気づかされます。特に、A男が自らの「責任」を考えることができるようになった過程は、事例研究会で取り上げて検証する価値のあるものです。

傘紛失事件では、担任はアンケートを基に学級活動を展開しました。「なぜ、他人の傘を持ち帰るのは良くないのか」(善悪)との問いかけに対する女子生徒の発言に、A男は不幸な家庭事情(過去)から、「現実」に引き戻されたのでしょう。「ものすごく驚いた様子」がそれを物語っています。その後、傘の紛失がなくなったのは、A男が自らの行動に責任を果たした証方と言えます。

万引きをしてしまった店舗を一軒一軒訪ね、父親が頭を下げる姿を目の当たりにしたA男は、自分の行動の非に気づいたことでしょう。殴り合いを強要したことにより友人にケガを負わさせてしまった件では、A男は責任を自覚できなかったようですが、治療費の支払いという「現実」から、「責任」の重要性を学んだはずです。

スマホを購入してくれた祖母との間で、「スマホ貸与契約書」を結ぶよう指導したことも、「約束事の不遵守=契約解除」という「責任」を自覚させる良い機会になりました。「自己責任」について学ぶことができたことは、A 男の将来を明るく灯してくれるものと信じます。

事例報告者の筆致からは、A男への温かな眼差しと同時に、「危うさ」への不安感が窺えますが、家庭と学校がスクラムを組み、「3R」

Case4 非行を繰り返す生徒(中学生)

53

の考え方を基盤とした協働が功を奏していることは確かです。

52 Chapter1 少年非行

book 生徒指導実践ガイドブック第4巻. indb 52-53